証券コード　1780
平成28年12月1日

株主各位

長野県駒ヶ根市北町22番１号
株式会社ヤマウラ
代表取締役社長　山　浦　速　夫

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月15日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年12月16日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　長野県駒ヶ根市北町22番１号
　当社本社６階会議室
　（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **会議の目的事項**
　報告事項　１　第57期（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２　第57期（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. **その他招集にあたっての決定事項**
　代理人による議決権行使
　株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

……

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://yamaura.on.arena.ne.jp/html/irnews.html）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、外部環境として海外においては、欧州経済では消費の改善傾向が維持され、輸出に持ち直しの傾向が窺われる等、景気下振れリスクをかかえながらもＥＵ離脱国民投票後も緩やかな回復基調が続き、また、米国経済では企業の投資活動は緩やかに持ち直しつつあり、個人消費の底堅さ、堅調な雇用情勢を背景に、昨年末に続く金利再利上げのタイミングが計られているのが現状です。

しかしながら、米国第一主義を掲げ、孤立主義、保護貿易主義に重きを置く新大統領の誕生によって、どのような経済政策が打ち出されるのかは、今後の注目点と言えます。さらに原油価格の動向に加え、中国経済を始めとする新興国経済の減速地合いが続いており、先行きが見通せない状況です。

一方、国内経済は、政府の経済政策と日銀による異次元の金融政策が継続され、量的な金融政策から金利を中心とする政策への転換が明言されたものの、景気回復への目に見えた効果に直結しているとは言い難く、また原油価格の動向や為替の動向等にも先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが中核事業としている建設業界におきましては、一部企業に設備投資増加の兆しが見られるものの、当地区においては、総じて景気回復を実感できる状況には無い中、民間設備投資については、慎重姿勢が大勢を占め、合わせて価格競争も依然として激しい状況で推移しております。

このような環境のもと、地域密着型の堅実経営を目指し、BIM・CIMを用いた提案型営業の積極的な展開により、医療介護・マンション・流通・食品関連・水力発電設備及び道路・河川建設工事など公共工事等の受注に注力いたしました。

また、顧客ニーズに対応するべく開発した高品質・低価格住宅フレック、サービス付き高齢者向け住宅クラスケア、メゾネット型賃貸住宅メゾーネ等の受注に注力いたしました。

利益面においては、販売費及び一般管理費の一層の削減に努めつつ、IEを主としたKAIZEN活動の全社展開による原価の削減に引き続き取り組んだ結果、営業利益は前年に比べ減益となったものの、受注高、売上高は前年に比べ増加、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益についても前年に比べ増益となり、厳しい環境ではありますが、業況は堅調に推移しております。

当連結会計年度の業績は受注高（開発事業等を含む）242億26百万円（前年対比118.8%）、売上高204億91百万円（前年対比102.8%）、営業利益10億98百万円（前年対比85.5%）、経常利益14億63百万円（前年対比106.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益８億68百万円（前年対比130.9%）となりました。

【事業の種類別セグメント】

(建設事業)

建設事業につきましては、受注高185億84百万円（前年対比113.7%）、売上高147億30百万円（前年対比90.1%）、営業利益９億50百万円となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、ダム関連工事、合成床版、大型精密製缶工事、水力発電設備工事等により、受注高18億63百万円（前年対比87.5%）、売上高19億81百万円（前年対比102.7%）、営業利益１億62百万円となりました。

(開発事業等)

開発事業等につきましては、首都圏等でのマンション分譲事業等により、売上高38億９百万円（前年対比194.9%）、営業利益13百万円となりました。

(受注工事)

発注者	工事件名	施工場所
上伊那広域連合	新ごみ中間処理施設建設工事	長野県
伊那食品工業㈱	伊那食品工業藤澤工場増築工事	長野県
富岳通運㈱	富岳通運株式会社移転新築工事	長野県
(福)ロングライフ小諸	平成28年度特別養護老人ホーム「菊の園」新築工事	長野県
南信州菓子工房㈱	南信州菓子工房株式会社工場増築工事	長野県
三峰川総合開発工事事務所	平成27年度美和ダム再開発湖内堆砂対策施設側壁工事	長野県
㈱マシンエンジニアリング	株式会社マシンエンジニアリング第2生産棟増築工事	長野県
三洋グラビア㈱	三洋グラビア株式会社WF二期増築工事	長野県
駒ヶ根市	平成27年度社会資本整備総合交付金事業経塚団地建設建築工事	長野県
国土交通省 天竜川上流河川事務所	平成28年度天竜川水系中田切田切地区渓流保全工事	長野県
伊那市	平成28年度高遠スポーツ公園文化体育館耐震補強工事	長野県
国土交通省 飯田国道事務所	平成27年度三遠南信上久堅地区道路建設工事	長野県
㈱長野銀行	株式会社長野銀行駒ヶ根支店新築工事(建築本体工事)	長野県
長野ダイハツ販売㈱	(仮称)長野ダイハツ販売株式会社穂高店移転新築工事	長野県

(完成工事)

発注者	工事件名	施工場所
伊那食品工業㈱	伊那食品工業藤沢工場増築工事	長野県
全国農業協同組合連合会 長野県本部	JA上伊那駒ヶ根支所建設工事本体新築工事	長野県
養命酒製造㈱	養命酒製造株式会社生薬倉庫新築工事	長野県
長野トヨペット㈱	長野トヨペット茅野店新築工事	長野県
伊那市	平成27年度東春近保育園(仮称)建設建築工事	長野県
(一社)長野県歯科医師会	長野県歯科医師会館新築工事	長野県
日本発条㈱	ニッパツ九州中空STB焼入高周波加熱機ライン設計・製作	福岡県
丸元産業㈱	(仮称)世田谷区経堂五丁目ブレインマンション新築工事	東京都
長野県 松本建設事務所	平成26年度防災・安全交付金(街路)工事	長野県
国土交通省 天竜川上流河川事務所	平成26年度天竜川水系ツベタ沢砂防堰堤工事	長野県
㈱キッツメタルワークス	㈱キッツメタルワークス鍛造工場増築工事	長野県
エイコー測器㈱	エイコー測器株式会社事務所棟新築工事	長野県
国土交通省 天竜川上流河川事務所	平成27年度天竜川水系三峰川流域除石工事	長野県

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度売上高
建築部門	12,822
土木部門	1,908
エンジニアリング事業	1,981
開発事業等	3,809
調整額	△30
合計	20,491

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、524百万円であります。

その主なものは、アスファルトフィニッシャー、ホイルローダー、ブルドーザーなど建設・土木用機械の購入に106百万円、門型マシニングセンター、精密汎用旋盤の購入に118百万円、住宅展示場の建替えに45百万円などであります。

これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

我が国の建設市場は、首都圏を含む一部地域を除き、縮小傾向にある一方、業界内の淘汰には今暫くの時間を要することから、より一層の価格競争が展開され、当社を取り巻く環境は更に厳しくなっております。

当社グループは、一層激しくなる受注競争に勝ち抜くため、BIM・CIMを始めとするIT化を駆使した、技術力・人間力に裏打ちされた技術提案・商品企画提案力の強化、資機材価格などの原価の高止まりを十分に見据えたコスト競争力の一段の強化を図り、お客様満足度に裏打ちされた受注の獲得とともに、「高い品質第一」「顧客第一」の考えに基づいて、高効率・高収益の経営と財務体質の強化を推し進め、内部留保の充実と安定的な配当により企業価値の向上に努力して参ります。

さらに内部統制システムの継続的な整備・運用を通じ、グループ全体での内部統制システムを充実させ、ガバナンスの強化を行うと同時に公正な人事処遇・職場環境の整備等により社員満足度の向上を図ります。

環境保全活動の推進等も通して、社会より高い信頼を寄せていただける企業となるべく、引き続き全社を挙げてコンプライアンス及びリスク管理の徹底に努めてまいります。

(10) 財産および損益の状況

区分（単位） ＼ 期別	第 54 期 自 平成24年10月１日 至 平成25年９月30日	第 55 期 自 平成25年10月１日 至 平成26年９月30日	第 56 期 自 平成26年10月１日 至 平成27年９月30日	第 57 期 自 平成27年10月１日 至 平成28年９月30日
受注高（百万円）	22,181	20,044	20,390	24,226
売上高（百万円）	19,356	20,672	19,940	20,491
経常利益（百万円）	1,077	1,076	1,372	1,463
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	380	592	663	868
1株当たり当期純利益（円）	19.15	30.32	33.24	45.31
総資産（百万円）	16,148	17,776	18,948	19,565
純資産（百万円）	9,493	10,208	11,053	11,196

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発㈱	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発㈱１社であります。

(12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特－27）第9358号〕を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行う他、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて不動産の売買、賃貸ならびに宅地開発、分譲マンション事業を当社と子会社であるヤマウラ企画開発㈱が行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
338名	16名増	41.5才	12.2年

（注）1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、およびパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年令、平均勤続年数は、小数点以下第２位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

① 本社・建築・土木部門　　長野県駒ヶ根市北町22番１号
② エンジニアリング事業部　　長野県駒ヶ根市東町19番16号
③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269－４
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764－３
松本支店	長野県松本市島立867番１
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地１
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地３
伊那支店	長野県伊那市中央417番地１
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番３
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目８番２号

④ ヤマウラ企画開発㈱　　東京都中央区日本橋三丁目８番２号

(15) 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度末における借入金残高は、1,700,000千円でありますが、そのうち主要な借入先と借入額は次のとおりであります。

借入先	借入残高（千円）
株式会社八十二銀行	700,000
アルプス中央信用金庫	700,000
株式会社長野銀行	200,000
長野県信用組合	100,000

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年11月14日開催の取締役会において、取締役会の監査機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図り、より透明性の高い経営を実現すべく、平成28年12月16日開催の第57回定時株主総会において承認されることを前提として監査等委員会設置会社に移行することを決議しております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行済株式の総数　21,103,514株

② 株主数　19,753名

③ 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
㈱信州エンタープライズ	4,622	24.42
ヤマウラ従業員持株会	1,951	10.31
㈱八十二銀行	668	3.53
山浦玲子	638	3.37
山浦千恵子	502	2.65
アルプス中央信用金庫	500	2.64
㈱長野銀行	444	2.34
綿半ホールディングス㈱	429	2.26
山浦速夫	359	1.89
山浦康民	358	1.89

(注) 1. 当社は、自己株式2,176,077株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

④ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

会社における地位	担当および重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長	ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長	山浦速夫
代表取締役会長		山浦恭民
代表取締役副社長		山浦正貴
取締役副社長	建設事業部長兼FC本部長	保科茂雄
専務取締役	管理本部長	中島光孝
常務取締役	営業本部長	藤木公明
取締役	首都圏事業部長兼東京支店長	川田昌伸
取締役	技術本部長	小林寛勝
取締役	エンジニアリング事業部長	山下良一
取締役	営業本部副本部長	赤羽一成
社外取締役	税理士法人りんどう会計代表社員	村上資昌
常勤監査役		関一重
社外監査役	税理士	加藤正光
社外監査役	税理士	大和達之

(注) 1. 代表取締役会長山浦恭民氏の戸籍上の表記は、康民であります。
2. 監査役関一重氏は、当社経理部長として長年勤務し財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役加藤正光氏、大和達之氏はそれぞれ税理士の資格を有しており財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役加藤正光氏は独立役員に指定しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名	94,479千円	（うち社外　1名　1,666千円）
監査役３名	10,966千円	（うち社外　2名　5,633千円）

（注） 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

ア 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	村上資昌	平成27年12月の取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会７回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	加藤正光	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、同じく監査役会９回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大和達之	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、同じく監査役会９回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

イ 責任限定契約の概要

当社と、社外監査役である加藤正光氏および大和達之氏とは、会社法第427条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

1. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ウ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

誠栄監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　20,000千円

b. 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額　―千円

合計　20,000千円

（注） a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。

③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　20,000千円

④ 監査役会が同意した理由

当社監査役会は、誠栄監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・代表取締役社長が繰り返し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを役職員に伝え、徹底する。
・管理本部総務チームをコンプライアンス統括部門として全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
　各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部固有のコンプライアンスリスクを分析しその対策を具体化する。
・コンプライアンス責任者、取締役および監査役は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合はすみやかに管理本部総務チームに報告する。
　報告を受けた管理本部総務チームは、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
・管理本部総務チームと監査役は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制および、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
・管理本部総務チームと監査役会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。
　また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務チームから賞罰委員会に処分を求め、役員の法令・定款違反については監査役会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の整備

・取締役の職務執行に係る情報は、文章管理規程に従い適切かつ確実に保存する。
・取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティーに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・OHSAS18001を統合したPAS99および ISO27001の事務局・災害対策委員会を含む）において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内の規定に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、執行役員会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー、プレビューを実施する。

株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
・子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・内部監査室は、年度計画に基づく監査の他、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施しその結果を監査役会に報告する。
・内部監査室の人事異動については監査役会の意見を尊重する。

取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項が発生、または発生する恐れがあるときは、すみやかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。

財務報告の適正性を確保するための体制

・財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

・当社は、反社会的勢力･団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法･不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。

・この基本方針に基づき、本社管理本部総務チームを統括管理部門として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルを配布し、研修を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取組を行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員および各部門長が出席し、隔月で開催される拠点長会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注） 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,094,718**	**流動負債**	**7,141,308**
現金預金	1,599,756	支払手形・工事未払金等	2,746,577
受取手形・完成工事未収入金等	3,246,059	短期借入金	1,700,000
販売用不動産	3,062,562	未払法人税等	175,924
未成工事支出金	898,783	未成工事受入金	1,521,346
開発事業等支出金	2,944,608	賞与引当金	175,000
未収入金	1,870,997	完成工事補償引当金	129,204
未収消費税	57,106	工事損失引当金	289,107
繰延税金資産	362,116	繰延税金負債	472
その他流動資産	55,243	その他流動負債	403,676
貸倒引当金	△ 2,515	**固定負債**	**1,228,198**
固定資産	**5,471,184**	長期未払金	129,448
有形固定資産	**3,727,083**	長期繰延税金負債	488
建物・構築物	1,945,994	資産除去債務	66,408
機械・運搬具・工具器具・備品	544,432	リース債務	2,829
土地	1,232,638	退職給付に係る負債	930,803
リース資産	4,017	その他固定負債	98,221
無形固定資産	**92,932**	**負債合計**	**8,369,506**
その他無形固定資産	92,932	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,651,168**	**株主資本**	**10,798,998**
投資有価証券	1,144,733	資本金	2,888,492
長期貸付金	5,154	資本剰余金	1,995,602
破産・更生債権	11,144	利益剰余金	6,762,443
敷金保証金	138,220	自己株式	△ 847,539
長期繰延税金資産	92,503	**その他の包括利益累計額**	**397,398**
その他の投資等	289,254	その他有価証券評価差額金	418,066
貸倒引当金	△ 29,841	退職給付に係る調整累計額	△ 20,667
		純資産合計	**11,196,396**
資産合計	**19,565,903**	**負債・純資産合計**	**19,565,903**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高	16,711,796	
開発事業等売上高	3,779,475	20,491,272
売上原価		
完成工事原価	13,725,207	
開発事業等売上原価	3,409,959	17,135,166
売上総利益		
完成工事総利益	2,986,589	
開発事業等総利益	369,516	3,356,105
販売費及び一般管理費		2,257,328
営業利益		1,098,777
営業外収益		
受取利息配当金	123,604	
受取手数料	50,869	
貸倒引当金戻入益	236,675	
その他営業外収益	5,730	416,880
営業外費用		
支払利息	32,381	
自己株式取得費用	20,000	
その他営業外費用	0	52,381
経常利益		1,463,275
特別利益		
固定資産売却益	469	469
特別損失		
固定資産売却損	149,305	
固定資産除却損	21,323	170,629
税金等調整前当期純利益		1,293,116
法人税、住民税及び事業税	396,258	
法人税等調整額	27,998	424,257
当期純利益		868,858
親会社株主に帰属する当期純利益		868,858

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年10月１日残高	2,888,492	1,995,602	5,991,971	△286,699	10,589,366	375,166	89,027	464,193	11,053,559
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△51,068		△51,068				△51,068
剰余金の配当（中間配当）			△47,318		△47,318				△47,318
親会社株主に帰属する当期純利益			868,858		868,858				868,858
自己株式の取得				△633,010	△633,010				△633,010
自己株式の処分				72,171	72,171				72,171
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						42,900	△109,694	△66,794	△66,794
連結会計年度中の変動額合計	―	―	770,471	△560,839	209,631	42,900	△109,695	△66,794	142,837
平成28年９月30日残高	2,888,492	1,995,602	6,762,443	△847,539	10,798,998	418,066	△20,667	397,398	11,196,396

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　ヤマウラ企画開発㈱

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Ⅱ．重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他のたな卸資産……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし平成10年４月１日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び平成28年４月１日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長 期 前 払 費 用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 完成工事高の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. 消費税等に相当する額の会計処理方法
消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。
ただし、資産にかかわる控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

1.(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年９月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年９月13日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年９月30日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

2.(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱い」(実務対応報告第32号 平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類における影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

未収入金について、前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記して表示しております。

(連結損益計算書)

受取手数料について、前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記して表示しております。

(追加情報)

1. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)

当社は、平成25年４月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランは、「株式会社ヤマウラ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後７年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

当社株式の取得および処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、当社と従持信託は一体であるとする会計処理をしております。従って、従持信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結計算書類に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度の末日現在の自己株式数は次のとおりであります。

	当連結会計年度末
自己株式数	2,227,677株
うち当社所有自己株式数	2,176,077株
うち従持信託所有自己株式数	51,600株

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　3,316,170千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

   国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

   建物・構築物　　56,200千円
3. 偶発債務

   当社が加入する複数事業主制度の「長野県建設業厚生年金基金」は、平成25年５月開催の代議員会で解散の方針を決議し、平成28年５月に解散し、現在清算手続き中です。

   この解散及び清算手続き中の状況により、同基金解散に伴う費用の発生が現時点で見込まれますが、不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

   なお、長野県建設業厚生年金基金において顕在化した消失見込相当額のうち、当社の負担相当額増加見込額については過年度において特別損失の退職給付費用として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

21,103,514株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日定時株主総会	普通株式	51,068	2.5	平成27年9月30日	平成27年12月21日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	47,318	2.5	平成28年3月31日	平成28年6月17日

(注) 1. 平成27年12月18日開催の定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年9月30日現在で、「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」が所有する当社株式(自己株式)275,400株に対する配当金を含んでおります。

2. 平成28年5月13日開催の取締役会の決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成28年3月31日現在で、「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」が所有する当社株式(自己株式)133,600株に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月16日定時株主総会	普通株式	47,318	利益剰余金	2.5	平成28年9月30日	平成28年12月19日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成28年9月30日現在で、「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」が所有する当社株式(自己株式)51,600株に対する配当金を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして、必要資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また一部の取引先企業等に対して長期貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんど1年以内の支払期日でありますが、流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等、短期貸付金および長期貸付金は、取

引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

有価証券および投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位　千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
資産の部			
(1) 現金預金	1,599,756	1,599,756	―
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	3,246,059	3,246,059	―
(3) 投資有価証券	1,130,151	1,130,151	―
(4) 破産・更生債権	11,144		
△貸倒引当金	△　11,144		
	―	―	―
負債の部			
(1) 支払手形・工事未払金等	2,746,577	2,746,577	―
(2) 短期借入金	1,700,000	1,700,000	―

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産の部

(1) 現金預金　(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 破産・更生債権

破産・更生債権については、担保による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定し、全額を貸倒引当金として計上しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の部

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは、変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）

非上場株式（連結貸借対照表計上額14,581千円）は市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。平成28年９月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、122百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
532,383	△894	531,489	552,407

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　593円16銭

2. １株当たり当期純利益　45円31銭

（注）当連結会計年度の「１株当たり純資産額」および「１株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託（以下「従持信託」と言います。）が所有する当社株式を含めております。これは、当社と従持信託が一体であるとする会計処理に基づき、従持信託が所有する当社株式を含めて自己株式として処理しているためです。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月24日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ

取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　川　利　成　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成28年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,326,610**	**流動負債**	**5,313,959**
現金預金	1,573,521	支払手形	426,079
受取手形	97,552	工事未払金	2,287,429
完成工事未収入金	2,686,115	未払金	129,702
販売用不動産	266,782	未払法人税等	152,668
未成工事支出金	898,783	未払消費税	39,129
材料貯蔵品	24,270	未払費用	105,959
繰延税金資産	280,010	未成工事受入金	1,521,346
短期貸付金	5,460,700	賞与引当金	175,000
その他の流動資産	41,390	完成工事補償引当金	129,204
貸倒引当金	△ 2,515	工事損失引当金	289,107
固定資産	**5,870,080**	その他の流動負債	58,332
有形固定資産	**3,146,312**	**固定負債**	**1,196,582**
建物	1,465,843	長期未払金	129,448
構築物	22,321	資産除去債務	66,408
機械装置	461,396	退職給付引当金	901,196
車輌運搬具	41,993	その他の固定負債	99,528
工具器具備品	39,867	**負債合計**	**6,510,542**
土地	1,110,873	**純資産の部**	
その他の有形固定資産	4,017		
無形固定資産	**92,017**	**株主資本**	**10,268,082**
借地権	28,523	資本金	2,888,492
温泉施設利用権	3,120	資本剰余金	1,995,602
ソフトウェア	33,610	資本準備金	1,995,602
その他の無形固定資産	26,763	利益剰余金	6,231,527
投資その他の資産	**2,631,750**	利益準備金	169,832
投資有価証券	1,144,733	その他利益剰余金	6,061,695
関係会社株式	200,000	特別償却準備金	70,692
長期貸付金	805,154	固定資産圧縮積立金	54,081
長期前払費用	3,237	別途積立金	3,460,000
敷金及び保証金	137,230	繰越利益剰余金	2,476,920
長期繰延税金資産	75,285	自己株式	△ 847,539
破産・更生債権	11,144	**評価・換算差額等**	**418,066**
その他の投資等	284,807	その他有価証券評価差額金	418,066
貸倒引当金	△ 29,841	**純資産合計**	**10,686,148**
資産合計	**17,196,691**	**負債・純資産合計**	**17,196,691**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		
完成工事高	16,711,796	
開発事業等売上高	214,239	16,926,036
売上原価		
完成工事原価	13,739,058	
開発事業等売上原価	178,058	13,917,117
売上総利益		
完成工事総利益	2,972,738	
開発事業等総利益	36,180	3,008,919
販売費及び一般管理費		**1,936,335**
営業利益		**1,072,583**
営業外収益		
受取利息配当金	194,220	
受取手数料	61,980	
貸倒引当金戻入益	51,989	
その他営業外収益	4,977	313,168
営業外費用		
自己株式取得費用	20,000	
その他営業外費用	0	20,000
経常利益		**1,365,751**
特別利益		
固定資産売却益	469	469
特別損失		
固定資産売却損	149,305	
固定資産除却損	21,323	170,629
税引前当期純利益		**1,195,592**
法人税、住民税及び事業税	356,574	
法人税等調整額	54,009	410,584
当期純利益		**785,007**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年10月１日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	134,521	56,024	3,460,000	1,724,528	5,544,906
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩					△63,828			63,828	―
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,942		1,942	―
剰余金の配当								△51,068	△51,068
剰余金の配当（中間配当）								△47,318	△47,318
当期純利益								785,007	785,007
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	△63,828	△1,942	―	752,392	686,620
平成28年９月30日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	70,692	54,081	3,460,000	2,476,920	6,231,527

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年10月１日残高	△286,699	10,142,301	375,166	375,166	10,517,467
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		―			―
固定資産圧縮積立金の取崩		―			―
剰余金の配当		△51,068			△51,068
剰余金の配当（中間配当）		△47,318			△47,318
当期純利益		785,007			785,007
自己株式の取得	△633,010	△633,010			△633,010
自己株式の処分	72,171	72,171			72,171
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			42,900	42,900	42,900
事業年度中の変動額合計	△560,839	125,780	42,900	42,900	168,681
平成28年９月30日残高	△847,539	10,268,082	418,066	418,066	10,686,148

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他のたな卸資産……移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法
ただし平成10年４月１日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び平成28年４月１日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法
なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。
(4) 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。
(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 完成工事高の計上基準
完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等に相当する額の会計処理方法
消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。
ただし、資産にかかわる控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

（会計方針の変更）
（減価償却方法の変更）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、計算書類における影響は軽微であります。

（追加情報）
信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）
当社は、平成25年４月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。
本プランは、「株式会社ヤマウラ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランで

す。本プランでは、当社が信託銀行に「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後７年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

当社株式の取得および処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、当社と従持信託は一体であるとする会計処理をしております。従って、従持信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については計算書類に含めて計上しております。

なお、当事業年度の末日現在の自己株式数は次のとおりであります。

	当事業年度末
自己株式数	2,227,677株
うち当社所有自己株式数	2,176,077株
うち従持信託所有自己株式数	51,600株

（貸借対照表に関する注記）

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,147,876千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	5,460,700千円
長期金銭債権	800,000千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

建物・構築物　56,200千円

(4) 偶発債務

当社が加入する複数事業主制度の「長野県建設業厚生年金基金」は、平成25年５月開催の代議員会で解散の方針を決議し、平成28年５月に解散し、現在清算手続き中です。

この解散及び清算手続き中の状況により、同基金解散に伴う費用の発生が現時点で見込まれますが、不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

なお、長野県建設業厚生年金基金において顕在化した消失見込相当額のうち、当社の負担相当額増加見込額については過年度において特別損失の退職給付費用として計上しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
開発事業等売上高	30,163千円
営業外取引	
受取利息	71,274千円
受取配当金	100,000千円
受取手数料	11,111千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数　2,227,677株

自己株式には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託が保有する当社株式51,600株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰延税金資産	
退職給付費用	273,723千円
販売用不動産評価損	73,490千円
貸倒引当金	764千円
賞与引当金	53,200千円
完成工事補償引当金	39,278千円
工事損失引当金	87,888千円
未払事業税	13,210千円
減損損失	8,937千円
その他	114,862千円
繰延税金資産小計	665,355千円
評価性引当金	△ 73,995千円
繰延税金資産合計	591,360千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△180,796千円
固定資産圧縮積立金	△ 23,408千円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 1,231千円
特別償却準備金	△ 30,627千円
繰延税金負債合計	△236,063千円

（関連当事者との取引に関する注記）

（1）子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ヤマウラ企画開発㈱	東京都中央区	200,000	不動産の売買・賃貸借	所有直接100%	資金援助	資金の貸付	6,260,700	短期貸付金 長期貸付金	5,460,700 800,000
							受取利息	71,274	未収入金	7,029

（注）　ヤマウラ企画開発㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

（2）主要株主等

属性	会社等の名称	所有議決権の割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主(会社等)	㈱信州エンタープライズ	被所有直接24.42%	役員の兼任	自己株式の取得（注）	633,000	―	―

（注）　株式会社信州エンタープライズ保有の当社株式1,500,000株を、公開買付により１株422円で取得したものであります。

（3）役員及び個人主要株主等

属性	氏名	所有議決権の割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中島光孝	0%	専務取締役管理本部長	建築工事請負	11,400	完成工事未収入金	12,312

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　566円13銭

2.　１株当たり当期純利益　40円94銭

（注）　当事業年度の「１株当たり純資産額」および「１株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託（以下「従持信託」と言います。）が所有する当社株式を含めております。これは、当社と従持信託が一体であるとする会計処理に基づき、従持信託が所有する当社株式を含めて自己株式として処理しているためです。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月24日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ

取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　川　利　成　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び誠栄監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成28年11月28日

株式会社ヤマウラ　監査役会

常勤監査役　関　一重　㊞

社外監査役　加藤正光　㊞

社外監査役　大和達之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき２円50銭　　総額　47,318,592円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年12月19日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るために、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条第2項の変更を行うものであります。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を表示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査役 ③　監査役会 ④　会計監査人	（機関） 第４条　当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査等委員会 （削除） ③　会計監査人
（公告の方法） 第５条　当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。	（公告の方法） 第５条　当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第６条～第 18 条　（条文省略）	第６条～第 18 条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当社の取締役は、15名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
（新設）	２　当社の監査等委員である取締役は５名以内とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（役付取締役） 第22条　取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第22条　取締役会はその決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
(代表取締役) 第23条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第23条　取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2　取締役会の決議により、前条の役付き取締役の中から当社を代表する取締役を選定する。	(削除)
(顧問及び相談役) 第24条　(条文省略)	(顧問及び相談役) 第24条　(現行どおり)
(業務執行) 第25条　取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。 2　取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。	(業務執行) 第25条　取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。 2　取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役社長の職務を代行する。
(報酬等) 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会において定める。	(報酬等) 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)

現　行　定　款	変　　更　　案
２　当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	２　当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
（取締役会の招集者及び議長） 第28条 （条文省略） ２　（条文省略）	（取締役会の招集者及び議長） 第28条 （現行どおり） ２　（現行どおり）
（取締役会の招集手続き） 第29条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集手続き） 第29条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議) 第30条 （条文省略） ２　当社は、会社法第370条の用件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議) 第30条 （現行どおり） ２　当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	(取締役への委任) 第31条　当社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
(取締役会の議事録) 第31条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印、または電子署名を行なう。	(取締役会の議事録) 第32条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印、又は電子署名を行う。
(取締役会規程) 第32条　(条文省略)	(取締役会規程) 第33条　(現行どおり)
第5章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
(監査役の員数) 第33条　当社の監査役は、５名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第34条　監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(補欠監査役の選任) 第35条　当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。	(削除)
２　補欠監査役の選任決議は、株主総会の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の同意をもってこれを行う。	(削除)
３　第１項の定めによる予選に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第36条　監査役の任期は、選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のもの関する定時株主総会終結の時までとする。	（削除）
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
３　前条第１項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第37条　監査役は、その互選により１名以上の常勤の監査役を定めるものとする。	（削除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会において定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第39条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第１項の賠償責任について、取締役会の決議によって賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。	（削除）
２　当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の招集手続き） 第40条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	（削除）
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議） 第41条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第42条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（削除）
（監査役会規程） 第43条　監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める「監査役会規程」による。	（削除）
（新設）	（常勤の監査等委員） 第34条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集手続き） 第35条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
（新設）	２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	(監査等委員会の決議) 第36条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	(監査等委員会の議事録) 第37条　監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印、又は電子署名を行う。
（新設）	(監査等委員会規程) 第38条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。
第44条～第47条　（条文省略）	第39条～第42条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １　当社は、第57回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　第57回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	やまうらはやお 山浦速夫 （昭和16年５月23日生）	昭和41年４月　当社入社 48年４月　当社建設部長 56年12月　当社取締役建設部長 61年５月　当社取締役建設事業部長 平成元年10月　当社専務取締役建設事業部長 ３年10月　当社専務取締役統括専務兼建設事業部長 ５年４月　当社専務取締役統括専務兼建築本部長 10年４月　当社専務取締役統括専務兼建設事業本部長 14年12月　当社代表取締役副社長 16年12月　当社代表取締役社長 16年12月　ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長（現任） 18年12月　当社最高顧問会長 19年12月　当社代表取締役会長兼社長 21年12月　当社代表取締役社長（現任）	359,024株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
2	やまうらやすたみ 山浦恭民 (昭和18年３月26日生)	昭和42年３月　当社入社 58年10月　当社工場長 61年５月　当社エンジニアリング事業部長 61年11月　当社取締役エンジニアリング事業部長 平成元年10月　当社常務取締役エンジニアリング事業部長 14年12月　当社専務取締役 16年12月　当社専務取締役環境開発室長 18年10月　当社取締役エンジニアリング統括事業部長兼環境開発室長 18年12月　当社取締役副社長エンジニアリング統括事業部長兼環境開発室長 21年12月　当社取締役副社長エンジニアリング統括事業部長 23年12月　当社取締役会長 25年12月　当社代表取締役会長（現任）	358,996株
3	やまうらまさき 山浦正貴 (昭和46年５月28日生)	平成12年11月　当社入社 17年５月　当社佐久支店長 23年７月　当社駒ヶ根支店長 23年12月　当社取締役駒ヶ根支店長 25年12月　当社常務取締役管理本部副本部長 26年12月　当社取締役副社長 28年４月　当社代表取締役副社長(現任)	98,600株
4	ほしなしげお 保科茂雄 (昭和31年９月９日生)	昭和57年３月　当社入社 平成元年４月　当社伊那支店長 10年２月　当社建築営業部長 10年12月　当社取締役建築営業部長 14年12月　当社常務取締役営業本部長 16年12月　当社専務取締役営業本部長 18年10月　当社取締役建設事業本部長兼営業本部長 18年12月　当社専務執行役員建設事業本部長 19年12月　当社専務取締役建設事業本部長兼営業本部長 23年12月　当社取締役副社長建設事業部長兼FC本部長(現任)	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
5	なかじまみつたか 中島光孝 (昭和30年１月２日生)	昭和53年３月　当社入社 平成８年４月　当社総務部長 10年12月　当社取締役総務部長 14年12月　当社取締役管理部長 16年12月　当社常務取締役管理部長 18年10月　当社取締役管理本部長 18年12月　当社専務取締役管理本部長 19年12月　当社常務取締役管理本部長 23年12月　当社専務取締役管理本部長(現任)	5,000株
6	ふじききみあき 藤木公明 (昭和33年８月22日生)	昭和52年３月　当社入社 平成７年４月　当社松本支店長 14年12月　当社常務執行役員長野支店長 21年12月　当社取締役営業本部副本部長兼長野支店長 23年12月　当社常務取締役営業本部長（現任）	5,800株
7	かわだまさのぶ 川田昌伸 (昭和30年３月22日生)	平成13年４月　当社入社 16年10月　当社首都圏事業部長 18年12月　当社常務執行役員兼首都圏事業部長 19年12月　当社取締役首都圏事業部長兼東京支店長（現任）	3,161株
8	こばやしひろかつ 小林寛勝 (昭和32年２月８日生)	昭和50年４月　当社入社 平成15年10月　当社執行役員技術本部長 21年12月　当社取締役技術本部長(現任)	18,900株
9	やましたりょういち 山下良一 (昭和31年５月10日生)	昭和54年３月　当社入社 平成13年10月　当社エンジニアリング事業部部長 14年12月　当社執行役員兼エンジニアリング事業部長 19年12月　当社取締役エンジニアリング事業部長（現任）	9,900株
10	あかはねかずなり 赤羽一成 (昭和32年1月17日生)	平成15年８月　当社入社 23年12月　当社執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長 26年12月　当社取締役営業本部副本部長（現任）	17,435株

（注）1.　各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2.　山浦恭民氏の戸籍上の表記は康民であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	むらかみすけまさ 村上資昌 （昭和20年５月８日生）	昭和39年４月　関東信越国税局総務部総務課 平成９年７月　伊那税務署長 13年７月　国税庁長官官房関東信越派遣首席国税庁監察官 15年７月　関東信越国税局徴収部長 16年８月　村上税理士事務所開設 22年３月　税理士法人りんどう会計代表社員（現任） 27年12月　当社社外取締役（現任）	― 株
2	なかつぼけいじ 中坪敬治 （昭和30年12月８日生）	昭和49年４月　関東信越国税局総務部総務課 平成16年７月　長野税務署長 23年７月　秩父税務署長 24年７月　関東信越国税局調査査察部調査第一部門統括国税調査官 26年７月　関東信越国税局課税第一部国税訟務官室室長 27年７月　春日部税務署長 28年８月　中坪敬治税理士事務所（現任）	― 株
3	こいけいさむ 小池勇 （昭和22年2月15日生）	昭和40年４月　関東信越国税局総務部総務課 平成11年７月　飯田税務署長 12年７月　関東信越国税局徴収部特別整理第一部門統括国税徴収官 14年７月　関東信越国税局徴収部特別整理統括課長 16年７月　松本税務署長 18年８月　小池勇税理士事務所（現任）	― 株

（注）1.　村上資昌、中坪敬治、小池勇の三氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

2.　村上資昌氏は、現在当社の社外取締役でありますが、本総会終結の時をもって任期満了となります。同氏が選任された場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

3. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 村上資昌氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。また、同氏は過去に社外取締役以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 中坪敬治氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 小池勇氏は、税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 村上資昌、中坪敬治、小池勇の三氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、三氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　　取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年12月開催の第41回定時株主総会で年額250百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

第６号議案　　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

以　上

〔メ　モ　欄〕

株主総会会場ご案内図

会　場　長野県駒ヶ根市北町22番１号
　　当社本社　　６階会議室



交通のご案内　JR飯田線 駒ヶ根駅 下車　徒歩約７分
　　中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約６分